

パブリック・コメント手続（意見募集）

環境基本条例の改正について

【意見募集期間】

令和2年（2020年）

11月10日（火）～12月1日（火）

【お問い合わせ先】

環境政策部 環境企画課
電話 046-822-9661（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

はじめに

平成8年に制定した環境基本条例は、平成23年に『横須賀市環境基本計画(2011～2021) (以下、「環境基本計画」という。)』策定と並行して、多様化する環境問題や社会経済情勢に対応するために条例改正を行い、その際、条例の運用状況、実施効果等を勘案し、施行後6年以内に見直しを行い、以後5年以内ごとに条例の見直しを行うことを規定しました。

今回、この見直し規定に基づき、本市の環境の保全と創造に関する基本的事項等について調査審議を行う「横須賀市環境審議会」に対して条例の見直しについて諮問した結果、条例の一部を改正することが適当であるとの答申を受け、本市ではこの答申を踏まえ、条例を改正することとしました。

この度のパブリック・コメント手続は、この改正内容について、市民の皆様からのご意見をいただくものです。

【目次】

◇ 環境基本条例の改正内容の要点及び概要について.....	2
1 地球温暖化及び気候変動等への対応	
2 施設整備等の目的の明確化	
3 施行日	
◇ 環境基本条例（現行条例抜粋）.....	3
◇ 意見の提出方法.....	5

環境基本条例の改正内容の要点及び概要について

1 地球温暖化及び気候変動等への対応

(前文・第4条・第8条関係)

地球温暖化が原因とされる気候変動の影響による災害・被害等が多発し、平成30年(2018年)12月には「気候変動適応法」が施行されるなど、こうした課題への対応は環境政策の大きな柱であることの現状を踏まえ、条例の前文及び条文における地球温暖化などの文言を整理するとともに、地球温暖化や気候変動に関する条文を新たに追加します。

【説明】

現在の環境基本条例は、前文に地球的規模の環境問題を記載し、第8条において環境への負荷の少ない循環型社会及び低炭素社会を構築することを明記しています。

現在の国内外における環境問題の状況を踏まえ、環境問題及び気候変動についての文言を整理するとともに、本市としても気候変動への対策を講ずる基本的姿勢を新たに規定します。

2 施設整備等の目的の明確化

(第14条関係)

廃棄物の処理施設と公園等について、それぞれ整備の目的を明記するとともに、公園等については、整備だけでなく今後の利活用を踏まえた文言の整理を行います。

【説明】

現在の環境基本条例は、第14条(施設整備の推進)において、廃棄物の処理施設及び公園、緑地等の整備を推進することを明記しています。

現行条例に記載している廃棄物の処理施設及び公園、緑地等について、それぞれ整備の目的を明記するとともに、公園、緑地等については、整備だけでなく今後の利活用を踏まえて、文言を整理します。

3 施行日

令和3年(2021年)4月1日(予定)

○環境基本条例（現行条例抜粋）

（前文）

私たちのまち横須賀は、三浦半島の中央部にあって、三方を海に囲まれており、首都圏に位置しながら比較的豊かなみどりと温暖な気候に恵まれています。そして、私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われてきた産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーの過剰な消費による環境への負荷を意識することなく社会経済活動や日常生活を営んできました。

しかし、この営みにより、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大や身近な自然の減少など都市の活動や生活に密接に関係する環境問題が発生しました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、生物多様性の保全等に係る問題など地球的規模の環境問題も多様化しています。これらの問題は、このままでは更に拡大し、将来の世代にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあります。

もとより、すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことができない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

市民、事業者及び市は、この原則に基づき、生命及び生活の基盤となる限りある環境を守るため、環境の尊さを認識し、環境に対し調和と節度の心を持って、一体となって協働して行動しなければなりません。

この決意をもって、環境の保全及び創造により、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受できる横須賀を実現するため、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、行動の原則を基本理念として定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第4条 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市が資源としての環境の有限性を認識し、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむことができるよう行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働により、行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造については、地球的規模の環境問題を市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえて行わなければならない。

第8条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本として環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するものとする。

- (1) 丘陵地及び斜面地の緑、自然海岸、自然島等の自然の豊かさ並びにがけ地、活断層等の自然の厳しさが共存する本市の自然環境に配慮して、人と自然が安全で安心して豊かに共生する環境を保全し、及び創出すること。
- (2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会及び低炭素社会を構築すること。

(施設整備の推進)

第14条 市は、廃棄物の処理施設及び公園、緑地等の整備を推進するものとする。

(この条例の見直し)

第23条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、平成23年4月1日後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

意見の提出方法

1 提出期間

令和2年（2020年）11月10日（火）から12月1日（火）まで

2 提出先

横須賀市環境政策部環境企画課（環境計画係）

3 提出方法

◎書式は特に定めていませんが、案件名を明記してください。

◎住所及び氏名を明記してください。

なお、市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) <市内在勤の場合> 勤務先名・所在地
- (2) <市内在学の場合> 学校名・所在地
- (3) <本市に納税義務のある場合> 納税義務があることを証する事項
- (4) <本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合> 利害関係があることを証する事項

◎次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 直接持ち込み ・環境政策部環境企画課（横須賀市役所2号館6階10番窓口）
・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
・各行政センター
- (2) 郵 送 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 環境政策部環境企画課（環境計画係）
- (3) ファクシミリ 046-821-1523
- (4) 電子メール ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に
とりまとめ、公表いたします。